

# 令和5年6月1日より4m未満の市道に接して建築確認申請を行う場合には、あらかじめ市に寄附の意向確認の報告が必要となります！

本市では、良好な居住環境の形成を図るため、市道後退用地を市に寄附する意向がある場合に測量や登記、簡易舗装等を行う事業を実施しております。令和5年6月1日より新たな取り組みとして、設計者の方から建築主の方に市道後退用地を市に寄附申請することのメリットなどを周知いただき、その後、建築主から建築確認申請前に寄附の意向確認の報告を求めることとなりましたのでご協力をお願いいたします。

## 市道の「後退用地」の寄附の意向確認の報告とは？

### 【市道の後退用地とは？】

建築基準法では建築の際、前面道路の幅が4m未満の場合、原則、その道路の中心から水平距離2mの位置まで後退した線を道路境界とみなし、道路幅を確保しており、道路後退線と市道に挟まれた土地を市道の「後退用地」と呼びます。

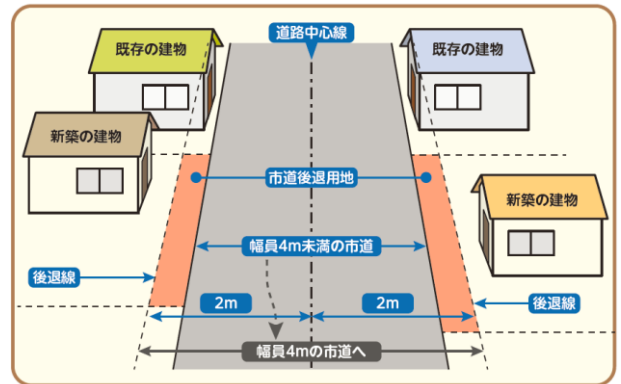
### 【寄附事業とは？】

後退用地を市に寄附する意向がある場合に、市が測量、分筆、所有権移転等の手続や寄附を受けた後の舗装等を行う事業です。（道路管理課で実施）

### 【寄附の意向確認の報告とは？】

建築確認申請前に後退用地の寄附の意向確認ができるよう、市に報告するものです。

【事前報告の開始日】令和5年6月1日



## どんな場合に報告が必要？

確認申請が必要な建築行為を行う場合で、**前面道路の幅が4m未満の市道**？

はい

いいえ

報告が必要

報告必要なし

## 報告の流れは？

設計者から建築主に市道後退用地を市に寄附申請することの**メリットなどを周知**

確認申請前に建築主から市道後退用地の寄附申請に関する**報告書を建築指導課に提出**（様式第1）提出はメールでも可能

建築指導課で受付  
（受付印を押印）

建築主に報告書の写しを**返却**

報告書の写しを**確認申請書に添付**



### 【お問い合わせ先】

〒892-8677 鹿児島市山下町11-1 電話番号：099-216-1359

メールアドレス：kshido-shinsa@city.kagoshima.lg.jp

鹿児島市役所 建設局 建築部 建築指導課 審査係